

佐世保市監査委員公表第19号

令和6年度包括外部監査に係る措置について

包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年6月5日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



8地福第14号
令和8年6月2日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市長 宮島 大典



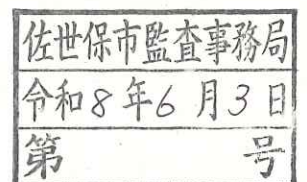
令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

みだしのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

記

- 1 監査の内容
令和6年度包括外部監査
- 2 特定の事件
防災・減災に関する財務・事務執行
- 3 監査対象期間
令和5年度
- 4 講じた措置
別紙のとおり
- 5 措置を講じた課
保健福祉部 保健福祉政策課 地域福祉推進室

以上
(地域福祉推進室)



令和6年度包括外部監査の結果に関する措置状況報告書

監査テーマ：防災・減災に関する財務・事務執行

| 頁(本編) | 指摘内容 | 措置状況 | 担当課 |
|-------|---|--|--------------------------------------|
| 238 | <p>災害発生時に適切な援護を行うためにも、引き続き関係者の協力を得られるように個別避難計画作成の趣旨の啓発活動を行い、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合を除いて、同計画の作成に向けて努力することが望まれる。</p> <p>優先度が高いと判断した避難行動要支援者につき、市の職員だけでは人手が足りない場合には福祉専門職と委託契約を締結するなど、早急に個別避難計画作成を進めるべきである。</p> | <p>本市が中心となり関係者と協議しながら個別避難計画を作成するという従来から実施している手法に加え、内閣府の技術的助言に基づき、個別避難計画の取組を加速させるため、令和7年5月から、本人や家族等が個別避難計画の内容を記入する手法を併せて実施し、当初令和8年度までに作成することを予定していた対象者(洪水ハザードマップの区域内に居住する名簿掲載同意者)全員を対象に取り組んだ結果、所在が不明な方などを除き、令和7年10月には概ね作成を完了しています。</p> <p>また、令和7年11月以降、取組の対象を拡大し、令和8年3月末現在で1,300人以上の計画作成に至っており、令和8年度も引き続き進捗を図ります。</p> | <p>保健福祉部 保健福祉政策課 地域福祉推進室</p> |